

恵国際交流財団 平成30年度 奨学生募集要項

1. 趣旨

本財団は、日本からの諸外国へ私費留学生として留学する者のうち、学力優秀でありながら、経済的理由により学業の継続が困難な者に対して「奨学援助」を行い、諸外国との国際友好親善および人材の育成に寄与することを目的としています。

2. 特徴

この奨学金の特徴は次のとおりです。

- (1) 奨学金は支給とし、返済の義務はありません。
- (2) 奨学生の卒業後の就職、その他一切については、本人の自由とします。

3. 奨学生の応募資格

- (1) 以下の国の大学・大学院、または、これに類似する学校(以下、これらの機関を総称し「学校」と表記する)へ正規留学生として留学する者
留学対象国(アメリカ・イギリス・フランス・ドイツ・スイス・オーストラリア・カナダ)
但し、上記留学対象国以外の諸外国への留学を希望する場合、本財団が認めることにより奨学金対象となることもあります
- (2) 学業、人物ともに優秀である者
- (3) 学校に在学中もしくは学校を卒業した者、または本財団が特別に認める者
- (4) 就学のために経済的援助を必要とする者
- (5) 本財団に対し定期的に留学先での生活状況、学業、研究実績の報告を行える者
- (6) 本財団が主催する意見交流会に出席できる者
- (7) 諸外国の留学生と積極的に交流し、諸外国との国際友好親善に寄与できる者

4. 採用人員

年間15名以内(指定29大学及び公募)

5. 奨学金の支給

- (1) 支給期間 留学期間中、1年以内
- (2) 支給金額 月額10万円(年額上限120万円)
- (3) 支給方法 留学期間中の奨学金は、年2回(11月末、5月末)に分け、日本国内の金融機関口座(応募者本人、または、ご家族の名義)に送金します。

6. 奨学金の支給の打ち切り

奨学生が次の各号の一に該当するときは、奨学金の支給を打ち切ることがあります。

- (1) 留学先で相当な理由なく、1ヶ月以上長期欠席したとき
- (2) 留学先を休学または他の国へ留学(短期留学・語学留学を含む)したとき
- (3) 在学する学校における学籍を失ったとき
- (4) 学則により処分を受けたとき
- (5) 学業成績または素行が甚だ不良のとき
- (6) 留学先で原級にとどまったとき(留年)、または、卒業延期の恐れが生じたとき
- (7) 応募書類の記載事項に重大な虚偽が発見されたとき
- (8) 奨学金を必要としない理由が生じたとき

- (9) その他留学生としての資格を失ったとき
- (10) 本財団事務局と連絡が取れなくなったとき
- (11) 本財団事務局からの指示や指導に従わなかったとき
- (12) 本財団の支援者の名誉を傷つけたり、著しく迷惑をかけたとき

7. 募集方法

- (1) 原則として学校を通じて募集します
- (2) 奨学生の公募も行います
奨学金を希望する方は本財団に直接応募することが出来ます。

8. 応募の手続き

次の書類を揃えて、提出してください

- (1) 奨学金申請書(所定の様式を使用)
- (2) 履歴書(書式自由)
- (3) 身上書(所定の様式を使用)
- (4) 経済状況(身上書内必須)
- (5) 親又は保護者の承諾書(※応募時未成年の場合、所定の様式を使用)
- (6) 成績証明書(現課程のもの)
※ただし、現課程のものを入手不可能の場合は、前課程のものか、入学試験の成績、順位などで代用すること
- (7) 在学証明書又は卒業証明書(現学校等のもの)
- (8) 合格通知書(入学許可書)の写し
- (9) 留学VISAの写し
- (10) TOEFL iBT または IELTS のスコアがわかるもの
※但し、英語圏以外の諸外国への留学希望者は就学希望先の言語能力を判断するものがあれば添付し、なければ推薦教授等により言語能力に関する所感を奨学生推薦書(後述)に記入してもらうこと。
- (11) 奨学生推薦書(所定の様式を使用)
※推薦者は現在籍あるいは直近で卒業した学校の学校長、または指導教官が望ましいが、卒業数年を経た社会人等が応募する場合、所属部署長等の推薦でも可。
推薦者が記入封入したうえで必ず封緘すること。
- (12) 小作文
「国際交流と私」という共通題名で提出
※4000文字程度、横書き、ワープロ(Microsoft®「Word」型式)を使用すること。

上記必要書類が何らかの都合により応募締切時までに用意できない場合は、応募書類発送時、理由書を添付の上(書式自由)、締切日以降用意でき次第提出でも可。

小作文を除く各書類は、正本1部、副本5部(コピー可)を提出してください。

小作文はデータファイルをメール添付にて本財団事務局まで別途送信してください。

9. 選考

指定校からの応募者及び公募による応募者を対象に、本財団の選考委員会において奨学生採用選考を行います。

- (1) 第一次審査(書類選考 募集締切日後)
応募方法の別にかかわらず、第一次審査として書類選考を行います。
- (2) 第二次審査(面接選考 平成30年6月中旬～7月上旬実施予定)
第一次審査の合格者に対し、第二次審査として面接を実施します。本財団事務局が指定する日時・会場にお越しいただきます。

10. 奨学生の決定

- (1) 第一次審査と第二次審査の報告書を元に選考委員会が最終審査を行い、本財団理事長の承認を経て最終合格者を決定します。
- (2) 合否結果は、メールまたは書面にて所属する学校及び本人に通知します。
公募者へは直接応募者本人に通知します。

最終合格者へは奨学生認定証を授与いたしますので、本財団事務局が指定する日時・会場にお越しいただきます。

11. 応募締切日

平成30年5月21日(月)、本財団に書類必着

12. その他

本募集要項についてのお問い合わせ、申請書類の送付先は下記までお願いします。

《お問い合わせ・申請書類送付先》

公益財団法人 恵国際交流財団 事務局

〒358-0026 埼玉県入間市小谷田2丁目2番20号

TEL 04-2960-0015

FAX 04-2941-5092

E-mail information@megumi-international.jp

以上